

住友生命の 個人年金保険

たのしみ未来

たのしみ未来

学資積立プラン

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) 1型

特徴

1

商品設計の自在性・年金受取額は円建てで確定・告知や医師の診査不要

- ・ライフプランにあわせて保険料払込期間、据置期間等を自在に設定できます。
- ・基本年金額と年金原資はご契約時に円建てで確定します。

特徴

2

年金原資・年金受取総額を大きくするしくみ

- ・保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで、保険料払込期間満了以後の年金原資などが大きくなるしくみとしています。
- ・保険料払込期間満了後に据置期間を設定することで、年金原資などがより大きくなります。
- ・お払い込みいただく保険料に応じて、たのしみランク(保険料割引制度)が適用されます。

⚠️ 解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。解約返戻金については裏面もあわせてご確認ください。

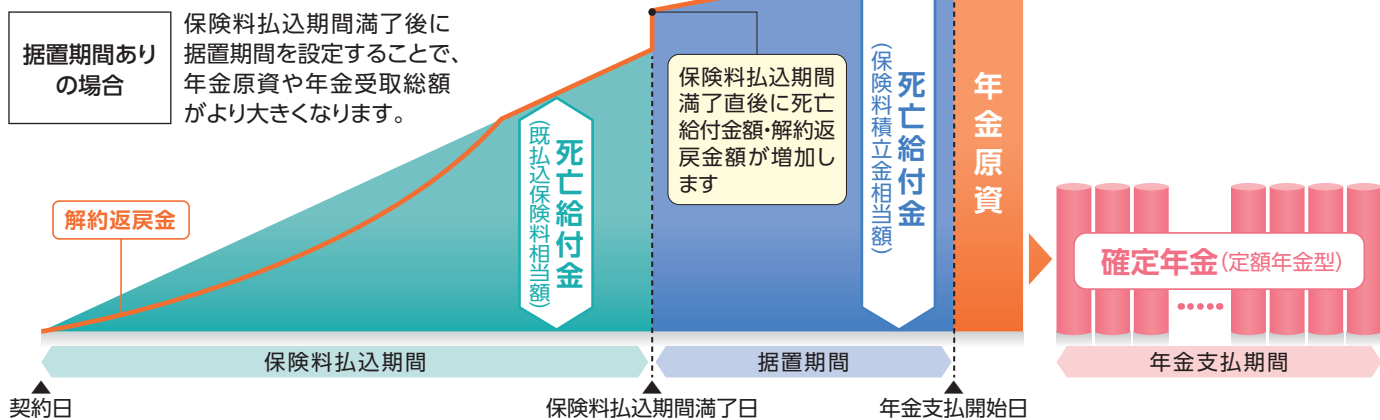
特徴

3

選べる受取方法

- ・ご契約時に5年確定年金／10年確定年金／15年確定年金からお選びいただけます。なお、たのしみ未来<学資積立プラン>は第1回の年金額を基本年金額の倍額とした5年確定年金(第1回年金倍額型)となります。
- ・年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。

しくみ図(イメージ) ※たのしみ未来の場合



所定の要件を満たす場合、個人年金保険料税制適格特約(*90)を付加していただくことにより、お払い込みいただいた保険料は、「個人年金保険料控除」の対象となります。

⚠️ 記載の内容は2024年4月現在の税制によります。
今後、税制の変更に伴い、税務のお取扱いが変わることがあります。

■ご契約の諸基準

	たのしみ未来	たのしみ未来 (学資積立プラン)	最低年金額	・たのしみ未来は基本年金額20万円以上かつ月払保険料(*2)5,000円以上。ただし、5年確定年金(定額年金型)かつ保険料払込期間20年以下の場合は基本年金額30万円以上かつ月払保険料(*2)8,000円以上。 ・たのしみ未来<学資積立プラン>は基本年金額20万円以上。
契約年齢(*1)	0歳～75歳 (被保険者の満年齢)	0歳～8歳 (被保険者の満年齢)		
保険料払込期間(*1)	10年～50年	10年～18年	最高年金原資(*3)	15億円
保険料払込期間満了年齢	19歳～85歳	10歳～18歳	保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納(*4)
据置期間	0年～15年	0年～8年	保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)(*5)
年金支払開始年齢	19歳～85歳	10歳～18歳	取扱単位	保険料建て:千円単位・年金建て:万円単位

(*1) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢、保険料払込期間があります。(*2) 年2回払い・年1回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。(*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。(*4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。金利情勢によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。(*5) 金融機関によってお取扱いは異なります。

⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

商品の概要

保障内容

		お支払理由・金額	受取人
年金支払開始前	死亡給付金 ^(※1)	〈保険料払込期間中〉 被保険者が死亡されたとき、既払込保険料相当額をお支払いします。 〈据置期間中〉 被保険者が死亡されたとき、将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金相当額)をお支払いします。	死亡給付金受取人
年金支払開始後	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。	年金受取人

(※1)死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

●被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

●死亡給付金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

〈学資積立プランについて特にご留意いただきたい点〉

●契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや保険料払込免除のお取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります)。

付加できる主な特約等

●「たのしみ未来」「たのしみ未来(学資積立プラン)」共通のお取扱い	
ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き ^(※2) を行うことができます。
被保険者代理特約	被保険者が受取人となる年金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が年金などを請求することができます。
後継年金受取人指定特約	年金受取人が年金支払開始日以降に死亡したときに、あらかじめ指定した後継年金受取人が、以後の年金受取人となることができます。

(※2)一部対象外となるものがあります。

●「たのしみ未来」のみのお取扱い

保証期間付終身年金移行特約	ご契約時に選択された年金にかえて被保険者が生存されている限り、一生涯年金をお支払いします。被保険者が死亡された場合でも、年金のお支払総額が年金原資相当額に達するまでの期間(保証期間)は引き続き年金をお支払いします。
個人年金保険料税制適格特約 ⁽⁹⁰⁾	所定の要件を満たす場合、個人年金保険料税制適格特約 ⁽⁹⁰⁾ を付加いただくことができます。基本年金額の減額による解約返戻金のお支払いが制限されるなど普通保険約款とは異なるお取扱いとなります。なお、この特約のみの解約はできません。

解約返戻金

●解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。	
●保険料払込期間、据置期間中の解約返戻金額については以下のとおりです。	
保険料払込期間中	死亡給付金(既払込保険料相当額)を限度とします。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。
据置期間中	保険料積立金相当額となります。

配当金

●配当金は5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります)。これを住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。この利率は金利水準等の状況変化などにより変動します。	
---	--

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度（申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額等が削減されることがあり、その結果、死亡給付金額等が払込保険料を下回ることがあります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

 三井住友信託銀行

 三井住友トラスト・ライフパートナーズ

[引受保険会社]

 住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435（大代表）

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索 